

法務省民商第9号  
令和8年1月21日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

### 商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（令和8年法務省令第2号。以下「改正省令」という。）が本月16日に公布され、本年2月2日から施行されることとなり、また、本日付けで法務省民商第8号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正通達」という。）を発出したところですが、これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「準則」とあるのは改正通達による改正後の商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、改正省令又は改正通達による改正後のものです。

#### 記

#### 第1 本通達の趣旨

会社その他の法人（以下「会社等」という。）は、多くの場合、設立の登記をすることによって成立し（会社法（平成17年法律第86号）第49条等）、設立の登記においては、当該登記の申請に係る受付の年月日と同一の年月日が会社等成立の年月日として登記簿に記録されているところ、この会社等成立の

年月日については、設立当初から事業年度の開始日を4月1日にすることなどを目的として、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）であっても会社等成立の年月日とすることができるようにしてほしいとの要望が多数寄せられてきた。

そこで、改正省令においては、設立の登記の申請の特例（以下「本特例」という。）として、一定の要件の下、申請者が行政機関の休日である特定の日をその登記の日とすることを求めることができる旨の規定を設けることで、登記の年月日及び会社等成立の年月日について、当該特定の日付で登記簿に記録することを可能とするための整備がされた。

本通達は、改正省令の施行に伴い、本特例に係る改正（商登規第35条の4）について、事務処理上の留意事項を明らかにしたものである。

## 第2 設立の登記の申請の特例に係る改正

### 1 設立の登記の申請の特例

#### （1）設立の登記の申請の特例の求めについて

設立の登記を申請する者は、その申請の日の翌日が行政機関の休日であるときは、当該行政機関の休日（当該行政機関の休日の翌日以降も引き続き行政機関の休日であるときは、そのうちいずれか一日）をその登記の日（以下「指定登記日」という。）とすることを求めることができる（商登規第35条の4前段）。

本特例の求めは、設立の登記の申請と併せてする必要があり、かつ、当該申請は、指定登記日の直前の管轄登記所の開庁日の日付で受付がされなければならない。

なお、当該申請の方法について、特段の制限はないが、オンラインや郵送により申請を行う場合においても、当該申請が指定登記日の直前の登記所の開庁日（開庁時間内）に到達し、当該開庁日の日付で受付がされなければならない点は、上記と同様である。

#### （2）対象となる登記

本特例の対象となる登記は、その登記が会社の成立要件となる設立の登記に限定され、これに該当しない株式会社及び持分会社の組織変更並びに持分会社の種類変更による設立の登記は含まれない（商登規第35条の4

前段)。

なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第46条の規定による特例有限会社の商号変更による設立の登記についても、同様の理由から本特例の対象に含まれない（改正省令附則第2条）。

### （3）申請書の記載事項

本特例を求める場合は、申請書にその旨及びその求める指定登記日を記載しなければならない（商登規第35条の4後段）。

本特例の求めがあった設立の登記の申請書を調査するときは、書面による申請の場合には当該申請書の余白に、オンラインによる申請の場合にはその他の申請書記載事項欄に、登記の年月日は登記すべき事項の「会社成立の年月日」に記載した日付のとおりとすることを求める旨の記載がされ、かつ、登記すべき事項として記載された「会社成立の年月日」が商登規第35条の4前段の要件に該当する行政機関の休日であることを確認するものとする。

## 2 登記の年月日の記録

登記官は、登記をするには、登記記録中相当区に登記の年月日を記録しなければならないとされ（商登規第39条）、この登記の年月日は、当該登記の申請の受付の年月日と同一の日を記録しているが、本特例の求めがあったときは、指定登記日を記録することとなる（準則第55条第1項）。

なお、新設合併による設立の登記（会社法第922条第1項）、新設分割による設立の登記（同法第924条第1項）又は株式移転による設立の登記（同法第925条）の申請をする者から本特例の求めがあった場合において、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社の本店があるときは、登記官は、当該申請と同時に申請された合併による解散の登記（商登法第82条第3項）、新設分割による変更の登記（商登法第87条第2項）又は株式移転による新株予約権の変更の登記（商登法第91条第2項）に係る登記の年月日についても、指定登記日と同一の日を記録することとなる（準則第55条第2項）。

## 3 会社成立の年月日の記録

会社成立の年月日については、商登規第1条及び別表第5から別表第8までに基づき商号区に記録すべき事項とされており、その年月日は設立の登記

の年月日と同一の日となることから、本特例の求めがあったときは、指定登記日と同一の日を記録することとなる。

#### 4 本特例の求めに不備があった場合の取扱い

本特例の求めに不備があった場合は、当該求めがなかったものとして取り扱う。ただし、当該不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

#### 5 申請書の添付書面の取扱い

本特例の求めがされた設立の登記の申請に係る申請書の添付書面については、当該申請の受付日までに作成されたものの添付を要する。ただし、当該申請の受付日から指定登記日までの間に登記すべき事項の内容に変更が生じた場合において、性質上、申請書等の補正が可能な内容であるときは、登記が完了する前に限り、その補正を認めるものとする。

### 第3 法人等の登記における取扱い

会社以外の法人についても、前記第2と同様の取扱いとなる（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条、特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）第3条、投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）第3条及び一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条）。

なお、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約及び限定責任信託については、本特例の対象とならない（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）第8条及び限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）第8条）。